

受付番号 第 号
2008年3月4日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号3番 答弁者 副市長

質問事項 ふるさと納税及び市民が使い方を選べる寄付条例や基金制度について
《質問要旨》

(1) ふるさと納税について

現在の寄付金控除制度は、自治体に寄付をした人に対して、10万円を超える金額を課税対象となる所得額から差し引く「所得控除」である。

そこにでてきたのが、俗に言うふるさと納税。住民税の1割を上限に各自治体に対する寄付金に対し控除を広げようというものだ。いわゆる寄付金税制を応用するものだ。

自治体への寄付が現行制度に比べて格段に実行しやすくなる。住所地でない自治体への寄付額に近い金額が、住所地の自治体に納める個人住民税の税額から差し引かれる仕組み。

納税する側は「住んでいる自治体に納める住民税の一部を、別の自治体に寄付の形で振り向ける」と考えればよいという制度。

税や自治体の制度上では画期的な仕組みで、国民は寄付する先の自治体の選び方で、政治的な意思を表すこともできる。

「受益者負担の原則」の観点から逸脱する、根本的な格差是正の対策にならない、などとして一部に制度への批判もあるが、大都市が膨張し、所得税、消費税その他いろいろ都市に税が集中する現状で、都市に納める税収を一部プールして、各地域の行政需要とその地域の税収との差を埋めるために地域に配分するという意味では、「地方交付税」の役割と同様だともいえる。

たとえば三重県知事は、制度については批判的だが「制度ができる以上は最大限活用したい」とし先の2月22日からPRの開始することを記者会見して宣伝した。

ここでいう「ふるさと」は「以前に住んでいた自治体」と限定されず、個人的に応援したい自治体に寄付することも許容範囲だ。自分のふるさとではないけれど、「今は、高齢の親が住んでいるから」「過疎地で財政力がないから」「優秀な施策を打ち出しているから」「その地域が好きだから」などの理由で自治体を選ぶこともできる。つまり、自治体の独自性、先進性に対する評価の指標になり得る。

納税者が、より積極的に自らの意思を市政に反映させるツールのひとつとして捉え、活用していくことができる。

首都圏在住の地方出身者対象のアンケートで「賛成」が7割超との報道もある。

現在、自治体側では寄付を呼び込もうとする動きが目立ってきた。

「ふるさと納税」5万円以上 北九州市が地元特産品を贈呈

「ふるさと納税」の使い道を6つのメニューから選べる制度・・・

自治体間競争が見込まれる中で、速やかに具体的対応が必要である。山口市はどのようにして行くのか。法律の道筋が見え始めた今、速やかに対応をすべきではないか。

この場合などの秘訣は、知恵とやる気、人脈だという見解があるが市はどう考えるか。

市がそういうことに積極的でなかったと見受けるが、転換すべきではないか。

(2) 市民が税金の使い方を決めるという視点から、寄付条例や基金、政策メニューについて従来の制度下においても可能だった寄付条例や新たな基金の創設なども、山口市には今のところ指向し検討された経過はないようだ。

寄付を通じて地域への貢献を自分の意思として選択できるということで、とても意義がある。寄付条例を制定することで、寄付を通じ、新たな自主財源を確保するとともに、寄付者が自発的意思により施策メニューを選択することで市政に対する参加意識の向上が図られると考える。

各分野で寄付受け入れ可能な特定目的の基金を設置、これらを体系的にPRすることで寄付条例を制定した場合と同様の効果が得られるともいわれる。だからこそ、寄付者が選択しやすい政策メニューの提示、寄付金の使途の報告などのPR方法や寄付金の受け入れ態勢は必要である。

ともかく、寄付金が多く集まるということとともに、制度の波及効果への期待も持たれる。

市民が行政に関心を寄せるきっかけになったり、
行政職員の意識を変えるきっかけになったり、
議会を変えるきっかけになったり、
いろいろな波及効果が考えられる。

寄付条例や基金についても自治体間競争が見込まれる中で、速やかに対応をすべきではないか。

以上